

令和4年12月作成
京 都 市

京都市避難所運営マニュアル 【別冊】空調設備のある部屋等の活用編

☆ この別冊は、指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）について、夏場や冬場における避難環境の向上を目的として、空調設備のある部屋等の活用に関して記載したものです。「京都市避難所運営マニュアル」と併せて活用し、対策を徹底してください。

避難所等において熱中症等への対策や寒さ対策（以下「熱中症等対策」）を講じる必要がある場合は、市立の学校及び幼稚園においては、次のとおり、空調設備のある部屋等を活用すること。

また、その他の避難所等においても、可能な限りこの取扱いに準じて、空調設備のある部屋等を活用するなど、施設管理者と適宜協議し、必要な対策を講じること。

《市立の学校及び幼稚園における空調設備のある部屋等の活用》

- 避難所等における熱中症等対策のため、原則として、ふれあいサロンや特別教室など、教育活動にも留意しながら空調設備のある部屋等を併せて活用する。
- 水害や土砂災害における指定緊急避難場所の開設において、空調設備のある部屋等を活用することを前提として、避難者数が少ない、又は少ないと見込まれる場合は、主に避難者を受け入れることとしている体育館等について、使用しないこととして差し支えない。ただし、その後、避難者数の増加が見込まれる場合には、体育館等の開設準備を行うなど、適切な措置を講じること。